

## フィールド・リサーチ 「子どもの貧困」に関する調査分析

— 京都府及び京都市母子家庭アンケート調査と  
教育に関する対策 —

芝田文男<sup>(1)</sup>

### 1 はじめに

フィールドリサーチは、京都産業大学法学部法政策学科生を対象とする授業である。人間の安全保障プログラム（防衛・平和活動NPO）、社会安全プログラム（警察・少年非行・児童虐待等）、行政プログラム（環境・景観行政等の地方行政）、法政歴史プログラム（法律・政治制度の歴史的研究）と私芝田が担当する社会政策プログラム（社会保障・雇用問題）の5つのプログラムに分かれ、それぞれゼミ形式で学生が、各分野の行政、先進的公益事業者、先進的企業の担当者の方々のご協力で、ヒアリング・実地調査等を行い、最終的に調査内容をまとめたものを学内の報告会で報告するとともに報告書をまとめる。大学の外に出で主体的に調査し学ぶアクティブ・ラーニング科目の一つである。

2014年度の社会政策プログラムでは、本調査の子どもの貧困班以外に、京都府の在宅医療担当者、先進的病院及び訪問看護センターを調査した在宅医療調査班もあった。今回このような形で「産大法学」で資料の形で公開したのは、子どもの貧困班が京都府及び京都市母子寡婦福祉連合会<sup>(2)</sup>に「子どもの貧困」をテーマにアンケート調査をお願いした所、全面的にご協力いただき242通の回答を得ることができた。その際、両団体から子どもの

貧困は大変重要なテーマと考えているので調査結果を公開して欲しいと依頼された。そこで、大学紀要であるとともに Web 上でも掲載文を公開している「産大法学」に掲載することとした。

ただこの紀要は、本学の教員の著作の形でないと掲載できないことと、ご協力いただいた調査をできるだけきちんとした形で伝えたいと思い、2014 年 3 回生の木下浩基君と川口和茂君の報告書を下にしつつ、ともに調査を行った教員として、補足や分析を加えている。ただ、もともと子どもの貧困を強い問題意識に基づきテーマに選んだのは木下君及び川口君の意思であり、ヒアリングの質問項目やアンケート項目は彼らの企画によるので、できるだけ彼らの報告を生かしつつ、私に加えた分析や補足的コメントは、できるだけそれとわかるよう書くこととしている。

以下 2 で子どもの貧困班の問題意識と調査方針を書くとともに、日本の子どもの貧困についての現状について、最新の政府発表の数字で補正しつつ述べたい。

3 で京都府ひとり親家庭自立支援センターでの訪問調査の概要についてまとめる。

4 で京都府及び京都市母子寡婦福祉連合会のアンケート調査結果をまとめる。

5 で京都市生活保護受給者中三学習支援プログラムの担当者の訪問調査結果をまとめる。

6 で大阪府立 A 高校<sup>(3)</sup>において行われている大阪府の委託に基づき NPO が行っている高校生居場所事業と、A 高校の教員の方々の子どもの貧困に対する取組み状況を訪問調査した結果をまとめる。

7 でファイルドリサーチ調査で学生が得た成果に、同行調査した芝田が研究者として感じた補足を追記したい。

## 注

- (1) 本調査は、「はじめに」でも書いているが京都産業大学法学部法政策学科 2014 年 3 回生であった木下浩基君及び川口和茂君の企画・実施したフィー

ルドリサーチ「子どもの貧困班」報告書の内容を基に、分析・補足を担当教員の芝田文男が行ったものである。

- (2) 京都府及び京都市母子寡婦福祉連合会には、子育て支援の在り方をテーマとした2013年のフィールドリサーチでもご協力いただき、子育てと仕事を両立に奮闘されている母子家庭のお立場から数十通のアンケートをいただいている。
- (3) A高校は、後述のとおり民間支援団体や教員の方々方が、貧困等の状況にある生徒の改善支援にすばらしい活動をされており、その内容についてのヒアリングに応じていただいたが、この報告書が心無い偏見や風評的被害につながらないように、編集委員会と著者の判断で仮名とさせていただいている。

また、その後同事業を主管する大阪府青少年課より学校名を推察されないように関係している団体名及び個人名も伏せるように要請を受け、大変すばらしくかつ献身的な活動に携わっている方々のお名前を伏せることは心苦しい限りであるが、それらの事業の円滑な実施の妨げとならないように、その要請に従うこととした。

## 2 フィールド・リサーチ「子どもの貧困班」の問題意識と日本の子どもの貧困の現状

### (1) 「子どもの貧困班」の問題意識と調査の方針

調査報告書では本テーマを選んだ学生の問題意識として、「長年、日本では、「社会問題としての貧困問題はない」とされてきました。しかし、所得格差の拡大が明らかになる中、子どもの貧困が16%と発表されるなど、「貧困の再発見」がなされています。一方でそれ以前から、「貧困の世代的再生産」が指摘されてきました。所得格差が子どもに受けさせることのできる教育に格差を生み、それがその後の進学や就職に影響を与えるということです。…中略…国際的に見て、日本の子どもの貧困率はOECD諸国中高く、(後述のように、特にひとり親家庭の貧困率は先進国一高い)これらの記録から、なぜ国際的に見て日本は子どもの貧困率が高いのかという疑問を抱き、各機関に訪問し、質問をさせていただくことにしました。」とある。

この問題意識から、二つの視点で調査を行っている。第一に、量的にひとり親家庭の大半を占めるとともに、父子家庭より平均所得が低い母子家庭をターゲットとして、子どもの貧困の状況と行政施策に望むことを調査している。具体的には、ひとり親家庭自立支援センターにヒアリング調査に行くとともに、京都府及び京都市母子寡婦福祉連合会のご協力を得て会員の母子家庭の皆様には総計 750 枚のアンケートを配布し、242 通の回答を得た。

第二に、上記の問題意識にもあるように貧困家庭に生まれたが故に、教育を受ける機会が得にくくなり、それが「貧困の世代再生産」につながっているのではないかという問題意識から、京都市の委託を受けて京都市ユースサービス協会が行っている生活保護受給者中三学習支援プログラムの担当者を訪問調査するとともに、大阪府による高校中退・不登校フォローアップ事業を実施している大阪府立 A 高校を訪問し、高校生居場所事業の実施主体である NPO 担当者と熱心にこの問題に取り組んでいる同校の先生から、貧困家庭にある高校生の実態と取組むべき施策の課題等についてヒアリング調査を行った。

## (2) 日本全国の子どもの貧困問題の状況についての補足

学生の調査内容の分析に入る前に、日本の子どもの貧困の現状とそれに対する政府の取組状況を概観したい。

学生の問題意識にあったように日本で子どもや全体の貧困率が主要先進国の中で高い方であるという意識は長く政治家や厚生労働省の政策当局の間にはなかった。阿部氏の先行研究で指摘されたり、<sup>(4)</sup>長期的な経済低迷や非正規労働者の増加で給与所得が低下傾向にあることから、世間の関心が高まり、民主党政権になった後の 2009 年に厚生労働省が「国民生活基礎調査」を過去の分も合わせて集計し直し公表（2009 年 10 月 20 日記者発表）し、その後は 3 年に一度の感覚で相対的貧困率を公表している。

貧困な者の代表としては生活保護受給者が考えられ、こちらの受給者の全人口に対する比率は直近（2014 年 12 月）で 1.71% である。しかし、各

国で保護の制度が異なることや、生活保護は申請主義をとっているのが日本の特に北陸、東海地方や郡部地域では保護受給に対して外聞をはばかりためらう傾向があり、欧州先進国の4~9%<sup>(5)</sup>に比べて低いので、国際的に貧困な者の比率を表すために、相対的貧困率といって、貧しい人から裕福な人まで並べた場合のちょうど真ん中の中位所得の1/2の所得以下の人は貧困と考え、その貧困線の所得以下の者の数の対象層の全体数に対する割合で表す。この場合世帯人員の多少による影響を調整するため世帯の所得を世帯人員の平方根で割ったものを世帯員あたりの所得としている。年少な子どもは、当然自分で稼いだ所得はないので子どものいる世帯の所得を割ってその子どもが貧困な家庭にいるかどうかを見るのである。

表2-1 相対的貧困率の推移 厚生労働省「国民生活基礎調査」

		1985	1994	2000	2006	2009	2012
相対的 貧困率	全体	12.0%	13.7%	15.3%	15.7%	16.0%	16.1%
	子ども	10.9%	12.1%	14.5%	14.2%	15.7%	16.3%
	ひとり親	54.5%	53.2%	58.2%	54.3%	50.8%	54.6%

相対的貧困率をみると、全体の貧困率も子どもの貧困率も1985年以降一貫して上昇しており、直近では子どもの貧困率が全体の貧困率を上回り、16.3% (2012) となっている。またひとり親家庭の相対的貧困率は一貫して50%を超え、直近で54.6% (2012) となっている。この相対的貧困率は生活保護と異なり貯金や資産の額を収入認定せずフローの所得のみで比較するため、資産や親族の扶養も考慮する生活保護の保護率より高いのは当然だが、16%という数字は6人に一人が貧困な世帯で生活していると意味でかなり高い数字である。

表2-2 相対的貧困率の国際比較 (2010、日本は2009) OECD「Family Database」

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
全体	16.0%	17.4%	9.9%	8.8%	7.9%	9.1%
子ども	15.7%	21.2%	9.8%	9.1%	11.0%	8.2%
ひとり親	50.8%	45.0%	9.2%	7.1%	8.7%	6.9%

それでは、日本の状況を国際的に比較してみよう。相対的貧困率は、全

体でも、子どもについてもアメリカに次いで高い。これは日本の社会保障支出の国民所得に対する比率がアメリカ、イギリスと並んで低いグループに属し、格差是正策の水準が低いこと<sup>(7)</sup>も影響していると思われるが、特に目立つのがひとり親世帯（そのかなりの部分は母子世帯）の相対的貧困率の高さである。実はこの50.8%は、自由民主主義を標ぼうする先進国の集まりであるOECD諸国の中でひとり親貧困率の数字を公表している33か国の中で最も高い。しかし、厚生労働省の「全国母子世帯調査」（2011）によれば母子世帯の80.6%は就労しており、これはOECDの平均値71%より高く<sup>(8)</sup>、就労率が高いのに貧困率が高い状況にある。

日本は、上記のように北欧や大陸ヨーロッパと比べ社会保障支出が少なく、アメリカ、イギリスと並んで、比較的貧困全体については自己の努力や就労を重視する国民性があるが、子どもは生まれてくる家を選ばず、スタートラインにおいて不利な立場に立たされ、世代を超えて貧困が連鎖することは望ましくないということに関しては政治的にも意見が一致しやすい。子どもの貧困率の高さが認識されたこともあり、2013年6月に議員立法の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が全会一致で可決され、2014年1月から施行されている。この法律に基づき、2014年4月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、上述の子どもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率の他、生活保護世帯やひとり親世帯の子どもの高校進学率、大学進学率等を「子どもの貧困に関する指標」とし、これらの指標を改善させる方策を各省庁が計画的に推進することとされている。

これらの数字をみると、国民全体ではほぼ全入に近い高校進学率がひとり親世帯や生活保護世帯では5～8%低かったり、大学・短大・専門学校についても国民全体では80%の進学率に対して、ひとり親世帯が42%、

表2-3 高校進学率、大学等（大学・短大・専修学校含む）進学率比較

	国民全体	ひとり親世帯の子ども	生活保護世帯の子ども
高校進学率	98.9%	93.9%	90.8%
大学等進学率	80.0%	41.6%	32.9%

国民全体：文部科学省学校基本調査（2013） ひとり親全国母子世帯調査（2011）

生活保護世帯：厚生労働省社会援護局調べ（2013）

生活保護世帯が33%と半分程度以下となっている。

注

- (4) 阿部彩「子供の貧困——日本の不公平を考える」岩波新書 2008
- (5) 生活保護問題対策会議監修『生活保護「改革」ここが焦点だ』あけび書房 2011によると、2010年の保護受給率はドイツ9.7%、イギリス9.27%、フランス5.7%、スウェーデン4.5%とされている。
- (6) 世帯人員が2倍になっても必要な生活費が2倍にはならないのでこのような取扱いをする。
- (7) イギリスは日本より対国民所得の社会保障支出比率は若干低いですが、公的年金制度の水準が低いため低所得層や子ども向けの対策はイギリスの方が充実しているようだ。
- (8) OECD「Babies and Bosses」2005

### 3. 京都府ひとり親家庭自立支援センターの訪問調査

調査の最初は京都府家庭支援課のご紹介で、京都市九条テルサにある京都府ひとり親家庭自立支援センターに、2014年7月2日にヒアリング調査に行った。2で述べたようにひとり親家庭の貧困率が高く、子どもの貧困の原因の一つという学生の問題意識に基づくものであり、ひとり親の施策を担当する行政担当者のお話を聴くことが目的である。

センターの副所長議員様から業務内容の説明を受けた後、家庭支援課主査の宮村様と母子相談員の大野様にヒアリングで学生の質問に答えていただいた。

#### (1) 学生の質問に対する回答

Q1. 母子家庭の中で生活保護受給している実数や比率はどのくらいですか。父子家庭より多いのですか。

A1. 母子家庭のほうが多いです。2011年10月1日現在で、京都府母子・父子世帯実態調査を行い、ヒアリング調査を行った結果、母子世帯数は9,360件で、父子世帯数は734件で、圧倒的に父子家庭が少

ないことがわかります。

Q2. 京都府が母子家庭・ひとり親対策として独自に行っている対策はありますか。

A2. 母子家庭奨学金による手当や教育費、医療費の自己負担減免等で支援しています。

Q3. 子どもの貧困対策の議員立法の法律が通り、国が指針を作って都道府県の中でも子どもの貧困対策の計画を作ることが推奨されているようですが、京都府は子どもの貧困対策として、現在講じていたり、今後検討中の対策はありますか。

A3. 現在は児童虐待や育児などのテーマを中心に子ども対策を行っています。子どもの貧困はまだ国の政策の方針も十分でないので、検討中<sup>(9)</sup>です。

Q4. 生活保護や児童扶養手当等は、行政に申請が必要で、申請しないと困窮の状況が明るみにならないという問題もあるようですが、困っているひとり親や子どもたちの実態を明るみに出す方法はないでしょうか。その意味で、生活困窮者支援法が通って、生活保護に至らない困窮している人への相談などにより、申請できない、しない人の把握が進むのでしょうか。

A4. 申請主義はプライバシーの問題もあるのでとられています。申請できない人やしていない人の把握をするのは難しいです。

Q5. 再婚という選択肢は、母子家庭の自立にとって有効だとお考えですか。

A5. 一つの選択肢だと思いますが、全員の方にとって良いとは限りません。

Q6. また、再婚を支援するような対策は必要・有効だと思いますか。

A6. 一つの方法ですが、個人差があります。ひとりになられて自立された方も多いです。

Q7. ひとり親であることで、親御さんはどのような不安を感じておられますか。



- A7. ひとり親世帯における自分自身の困りごととして、母子家庭であれば気持ち・情緒面、家計のやりくりの問題があります。離婚によるライフスタイルの変化で精神的に不安定になることがあり、自分自身を責めてしまうことがあります。
- Q8. ひとり親家庭のお子様の心の不安感やさびしさ等心のケアで気になる点を感じたことはありますか。
- A8. 不登校の悩みがあります。
- Q9. ひとり親であることやお子様の不安感に対するケア対策で望まれる対策はありますか。
- A9. 母子などの経験者の相談相手がほしいと感じることがあります。母子家庭のほうが相談相手を求めている傾向にあり、主に両親、兄弟姉妹、友人などの身近な人に相談しますが、専門的な内容についての相談は、やはり専門職による相談の機会が必要であると考えられます。
- Q10. 母子家庭のお母さんたちは仕事と子育ての両立はどうしていますか。
- A10. 親などから養育の支援を受けられる場合はまだしも、ひとり親として母子で暮らしている場合には、様々な用事をこなす必要から、正社員でなくパートの仕事を選擇して、各種保育サービス、ファミリーサポート事業、ひとり親向けの日常生活支援事業を活用されています。
- Q11. 保育所・学童保育等について改善して欲しい点は何かありますか。
- A11. 保育所では、子どもが病気をした時に病児保育、病後児保育がありますが、まだ数が少ない上に別途利用料が必要となります。また、年度途中から就業する場合保育所に入所が難しいこともあります。学童保育では、定員があっても入れないことがあったり、長期休暇時の受入れに課題があるように聞いています。
- Q12. 育児休業・育児休業からの復帰後の短時間勤務・残業抑制制度についての要望は何かありますか。
- A12. 短時間勤務等は子育て中心のひとり親にはありがたい制度ですが、

子どもが病気した時にみてもらえる制度や学校の用事等に配慮してもらえる制度等があると働きやすいと思います。

Q13. 母子家庭団体の会員の皆さんは子どもに義務教育以上どこまでの教育をさせたいとお考えですか。

A13. 人並みにしてはやりたいと思いつつ、収入が少なく、また奨学金はあっても将来返済を伴うことに苦悩されていると思います。

Q14. 公立高校授業料無償化や私立高校の授業料支援が行われていますが、義務教育で不足する部分の支援、高校以上の教育の支援で希望されることはありますか。

A14. 高校受験などをひかえた子どもに課外指導するサービスの充実、学習支援の場を増やしてほしい。また、高校以上は給付型奨学金を充実して欲しいと考えています。

Q15. 母子家庭のお母さんとして、現在苦勞されたり、過去苦勞された経験を踏まえて仲間みなさんに何か助言すべきことはありますか。

A15. ひとり親になったからといって子どもが不幸になるとは限りません。ただし、子どもの環境を守るために、様々な知識をもっていたかくことであつたり、母子家庭になったら何がどう変わるのかを知っていたくためには、正しい情報を知っているか否かが重要です。専門職による相談の必要性を感じます。

## (2) 国及び京都府のひとり親家庭支援とヒアリングに関する補足

ア. 国のひとり親家庭支援策と京都府独自のひとり親家庭支援

### ① 児童扶養手当を中心とする経済的支援

ひとり親家庭の経済的支援の柱としては、児童扶養手当がある。これは満額だと月額 41,020 円子どもが 18 歳になるまで支給されるが、所得制限が比較的厳しく、親一人子一人の場合所得 130 万円から一部減額が始まり、所得 365 万円ですべて停止される。また子ども 2 人目で月額 5000 円加算、3 人目以上で一人当たり 3000 円の加算と加算額が比較的少ない。

その他子どもが中学までは児童手当が支給され、3 歳未満の場合は月額

15,000 円、3 歳から小学生までは第 1 子・第 2 子は月額 1 万円、第 3 子以降は月額 15,000 円で、中学生は一律月額 1 万円となっている。所得制限は民主党時代に一旦はずされその後復活した経緯もあって、年収 960 万円までと高く、所得制限がかかる世帯も月額 5,000 円は支給されることとなっている。

また、教育費関係では、小中は義務教育で授業料は無償だが、教材費・修学旅行費・給食費は生活保護世帯やそれに準ずる貧困家庭には就学援助制度で支援されているが、市町村により範囲等が異なっている。

高校は民主党政権時に高校授業料無償化が所得制限なしで導入されたが、授業料については、現在は年収 910 万円以下の所得の世帯に国公立関係なく月額 9,900 円の「高校生就学支援金」が支給され、私立高校については、年収 590 万円まではその所得に応じてこの額が 2.5 倍（年収 250 万円未満）、2 倍（年収 250～350 万円）、1.5 倍（年収 350～590 万円）に加算された額が出される。自治体によってさらに加算される場合がある。また、教材費・修学旅行費・交通費等にあてる「高校生等奨学給付金」が 2014 年度入学者から市町村民税非課税世帯等に出すこととなっており、これも自治体により範囲と額が異なるとされている。

なお、京都府（京都市は別制度）では母子家庭奨学金が所得制限なしで支給され、実質児童扶養手当の上乗せのように機能している。額については、乳幼児は年 11,000 円（月額 916 円程度）、小学生は年 21,500 円（月額 1,791 円程度）、中学生は年 43,000 円（月額 3,583 円程度）、高校生は年 64,000 円（月額 5,333 円程度）と入学時に 35,000 円が支給される。

また、京都府は高校あんしん修学支援制度があり、年収 500 万円までは国の就学支援金と合わせて年上限 65 万円の支援があり、事実上私立高校でも授業料無償化が実現されている。さらに年収 500 万円～910 万円までは国の基準に 5 万円が加算される。

さらに医療保険の自己負担については、全国共通では小学校就学前は 2 割負担であるが、自治体がそれぞれ減免をしており、京都府も府の共通制度として小学生までは、入院の自己負担は 200 円までとされている。通院

の自己負担については、0-2歳は200円、3歳から小学校卒業までは3000円とされている。この対象範囲は2015年9月から中学生にまで拡大される。なお、京都府下の一部の市町村では子どもの年齢の範囲をさらに広げたり、自己負担額をより多く減免している場合もある。

また、ひとり親家庭の場合、一定の所得制限以下の場合に、子どもとひとり親自身の自己負担を減免する制度がある。やはりその範囲は市町村により異なっている。

## ② 就労支援等各種相談

就労支援は、国の機関である公共職業安定所（ハローワーク）が行っているが、保育所の世話等子育てとの両立等母子家庭向けとしてマザーズハローワークというコーナーを作っている場合がある。京都府は、地方自治体の中でも就労支援に力を入れており、訪問した京都ジョブパークで国のハローワークの出先窓口と連携しながら若者・ひとり親家庭・様々な問題を持つ福祉対象者等への就労支援を行っている。訪問したひとり親家庭自立支援センターでも専任の母子相談員が経験と専門知識に基づいた相談支援を行っている。

この他京都府・京都市では各地に府の保健所、各市区町村のひとり親相談窓口などで様々な相談を行っている。

### イ. 学生のヒアリングに同行して感じたこと

(1) の質問項目は学生が事前に考えたことを中心に、質問したものである。再婚支援をすればよいのではという問題意識があったようだが、離婚の原因がDVや相手の不倫行為等の場合もあり、結婚に良い記憶をもっていない場合があることや、お互いに子連れである場合のステップファミリーにおいて、子どもの心理面で様々な問題があることを学んだようだ。

学生は、各種制度の申請にいたらないがニーズのある者をどうやったら救えるかという問題意識を持っている。プライバシーの問題もあり調査等で把握する難しさも理解したようだが、確かにこのような方々のニーズを救い上げることは大切である。

母子家庭の方々の様々な悩みに母子家庭経験者や専門家による相談・支

援が役立っていることは感じ取ったようだ。

注

- (9) その後京都府は2014年秋から「子どもの貧困対策検討会」を開催し、2015年3月「子どもの貧困計画」を作成した。その内容は<http://www.pref.kyoto.jp/kateishien/news/hinkonkeikaku.html> から見ることができる。

#### 4. 京都府・京都市母子寡婦福祉連合会の協力による母子家庭アンケート

##### (1) アンケートのまとめ

アンケートの内容は文末別紙1のとおりでこの内容も学生の提案が盛り込まれている。これを京都府及び京都市母子寡婦福祉連合会が様々な地域支部の活動を通じて750枚を配布していただき、242通の回答を得ることができた。

##### ① 子どもの数と年齢

子どもの数は一人が半数弱、子どもの年齢では小学生が最も多い(43%)。

##### ア. 子どもの数

a. 1人 48%   b. 2人 38%   c. 3人 13%   d. 4人 1%

##### イ. 子どもの年齢

0-2歳	3歳-小学校前	小学生	中学生	高校生相当(15-18歳)	その他(成人)
3%	9%	43%	17%	15%	13%

##### ② お母様とお子様以外に子育てを手伝っていただけのご家族との同居

母子のみの家庭が58%、他の家族と同居は41%であった。

- a. 同居している 99 (41%)   b. 同居していない 141 (58%)  
c. 無回答 2 (1%)

(注)：隣家が実家も同居しているに入れた。

### ③ 母子家庭となられた状況

母子家庭となった状況では離婚が85%、未婚での出産が9%、死別が5%であった。

- a. 離婚 208 (85%)
- b. 未婚による出産 22 (9%)
- c. 死別 12 (5%)
- d. 無回答 2 (1%)

(注)：回答数は242だが、2通が離婚と未婚による出産の両方があると回答したため、合計は244となっている。

### ④ 就労状況

不安定で給与の低い非正社員が52%、正社員が34%、働いていないが11%だが、特に母子のみの母子家庭では、非正社員が58%、正社員が28%に対して、他の家族と同居している家庭では、非正社員が46%、正社員が43%となっている。母子のみの家庭では、子どもが小さい場合の残業や子どもの病気の際の保育の確保が困難な現状があるため、正社員として働くことが厳しい状況にあることがわかった。

#### ア. 全体

- a. 正社員 82 (34%)
- b. 非正社員 127 (52%)
- c. 自営業手伝い 3 (1%)
- d. 働いていない 27 (11%)
- e. 無回答 3 (%)

#### イ. 子育てを手伝ってくれる家族と同居している

- a. 正社員 43 (43%)
- b. 非正社員 45 (46%)
- c. 自営業手伝い 2 (2%)
- d. 働いていない 8 (8%)
- e. 無回答 1 (1%)

#### ウ. 同居していない(母子のみ)

- a. 正社員 39 (28%)
- b. 非正社員 82 (58%)
- c. 自営業手伝い 1 (1%)
- d. 働いていない 18 (13%)
- e. 無回答 1 (1%)

#### エ. 家族との同居について無回答

- a. 働いてない 1
- b. 無回答 1

⑤ 就労されている場合の就労収入（月額・手取りベース）

全体では10-15万円が40%、10万円以下が20%と15万円未満が計60%となっている。これを正社員と非正社員の内訳で見ると、正社員では15-20万円が41%と最も多く、20万円以上も34%となり、10万円未満は1%、10-15万円は24%なので、15万円未満は計25%にとどまる。非正規では、10-15万円が51%、10万円未満も33%になり、15万円未満が計84%と大半を占めている。20-25万円は2%に過ぎず、25万円以上は少ない等、正社員と非正社員で就労所得に大きな差がある。

④で見たように母子家庭の52%が非正社員で、その非正社員は収入15万円以下が84%ということが、日本の母子家庭が就労率が高いのに貧困率が高い理由の一つであらう。<sup>(10)</sup>

ア. 全体

10万未満	10-15万	15-20万	20-25万	25-30万	30万以上
42 (20%)	83 (40%)	52 (25%)	19 (9%)	4 (2%)	7 (3%)

イ. 正社員

10万未満	10-15万	15-20万	20-25万	25-30万	30万以上
1 (1%)	19 (24%)	32 (41%)	16 (20%)	4 (5%)	7 (9%)

ウ. 非正社員

10万未満	10-15万	15-20万	20-25万	25-30万	30万以上
41 (33%)	63 (51%)	17 (14%)	3 (2%)	0 (%)	0 (%)

エ. その他（自営業手伝い3、職業無回答1）

10万未満	10-15万	15-20万	20-25万	25-30万	30万以上
0	1	3	0	0	0

⑥ お子様との生活や将来について感じる不安の内容（複数回答）

④、⑤の状況を反映して経済的不安を242の回答者の63%が感じており、次いで子どもの教育や将来の進路に47%が不安を感じている。

生活費等経済	就労等	小さい子供の子育て	子どもの教育・将来の進路
150 (63%)	72 (30%)	12 (5%)	114 (47%)

[その他不安に関する自由記載の主な内容] (注) 下線の意見は多い見解。

- ・ 自分に万一のことがあった場合、残される子どもが心配。子どもの教育や生活や進路。
- ・ 子どもが社会人になった後の自己の老後。
- ・ 子どもの教育費。 私立高校に行く場合の制服代等の諸費用が心配。進学問題学費。塾に行かせたいがお金がない。高卒後（大学・専門学校）の学費。
- ・ 医療費。 子どもや自分が病気したときの治療費や介護のときに働けなくなった場合の経済的な面の不安。
- ・ 事件が多いので、小学生卒業までの学童保育があればいい。小5・小6はないので長期休暇の時が不安。
- ・ 中学生の子どもが、学校でいじめのような言葉を言われる。
- ・ 34歳になる大人の男子なので早く自立をしてほしい。
- ・ 正社員として働く環境ない。自分の親と離れて自立するのが難しい。
- ・ 祖父母と生活。祖父母の借金もあり生活厳しい。家事を助けてもらっているので知らない顔できない。子どものための貯金もできないので不安大。
- ・ 同居の家族が75歳以上のため子育てと介護の両立不安。
- ・ 行政の企画・事業を多くして欲しい。
- ・ すべてに不安。母子家庭というだけですべてにおいて比べられる。

#### ⑦ 心の不安感に対して望まれるケア対策

(注) 比率は242の全回答に対する率

母子家庭当事者経験のある方による相談を望む意見が多い。

母子家庭当事者経験のある方の相談	専門家のカウンセリング	子どもを遊ばせたり、専門家・学生ボランティアのケア
89 (37%)	39 (16%)	36 (15%)

[その他心の不安に対するケアに関する自由記載の意見]

- ・ いろんなことで、すぐ相談できる場所。
- ・ 収入の細かな設定や進路についての相談。



- ・急を要するときなど困っているときにすぐに対応できる場所。
- ・心理カウンセラー、精神科ドクターのカウンセリングを受けてみたいがそれが良いと出るか悪く出るか心配。
- ・当事者でかつ、専門家であるとなお良い。
- ・もしもの時に頼れるケアや経済的支援。

### ⑧ 生活費・教育費・自立等支援制度の受給や利用の有無

児童手当、児童扶養手当の利用率が高いが、児童手当は中学までの支給を延ばして欲しいという要望があり、児童扶養手当は現在行われている減額への不満が多い他、2人目以降の加算額の低さや所得制限への不満、4ヶ月に一度を毎月支給にして欲しい等の意見が多い。

### 各制度の利用者数（比率は242に対する率）と自由記載の意見

（注）下線は多い意見

[生活費] a. 児童手当	174 (72%)	・ 高校生まで支給してほしい。高校は金がかかる。
b. 児童扶養手当	184 (76%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>減額やめて欲しい</u>。消費税の増税ありきつい。成長につれ学費が増えるのに減額きつい。</li> <li>（注）年金、生活保護とともに過去の物価低下分を3年計画で引下げていることへの意見と思われる。</li> <li>・ 2人目の加算が5000円は少なすぎる。子の数増えた場合の加算低すぎる。子供1人の家庭と2人の家庭とでは大きく違う手当額に不満。</li> <li>・ 所得制限を緩和して欲しい。停止された。年取200万超えるとほとんど支給なし。</li> <li>・ 4月に一度でなく毎月支給にして欲しい。</li> <li>・ 家族と同居しても援助してもらっているわけでないのに打ち切られたり減額になったりする制度がわからない。</li> <li>・ 親と同居のためもらえない。母1人の収入で申請受給されるように改善して。</li> <li>・ 市がもっとしっかり調査し、本当の意味での母子のみに適応されるべき。</li> <li>・ 手続きを簡素化してほしい。</li> <li>・ 一般住宅に住んでいたら、額が足りない。</li> </ul>
c. 生活保護	24 (10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本当に必要な人に支援できていない気がする。</li> <li>・ 敷居が高い。</li> </ul>
d. 母子家庭奨学金	149 (62%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明書を職場や民生委員に書いてもらう必要があるのに年に1回だが手続にいろいろな証明書を書いていただくのが大変。これは、児童扶養手当にもいえる。</li> <li>・ 少しずつ金額減っている。</li> </ul>
e. 交通遣児奨学金	0	
[教育費] f. 高校生給付型奨学金	21 (9%)	

各制度の利用者数（比率は 242 に対する率）と自由記載の意見（続き）

（注）下線は多い意見

g. 技能習得資金	8 (3%)	・看護学校に通う資金に利用。
h. 母子福祉資金（貸付）	10 (4%)	・貸付け条件が厳しく借りられても金額少ない。 国の奨学金借りるメリットが少ない。
i. 高等学校等修学資金	10 (4%)	
j. 修学支援特別融資利子補給	0	
[自立・その他] k. 母子医療	128 (53%)	・子どもだけでも高校卒業もしくは18歳まで支給してほしい。所得で停止になった。 ・支給期間の延長。子どもが学生の間使えるよう20歳まで利用できるようにしてほしい。 ・費用を心配せずに早目に受診ができれば助かる。 ・支給期間の延長。
l. 母子福祉資金（貸付）	4 (2%)	
m. その他	4 (2%)	・府営団地の母子枠を増やして欲しい。7年当選していない。 ・就学援助 ・市の子育て支援課窓口。

⑨ 生活費・教育費・自立等支援制度の内容を知った方法

行政広報	公的・民間相談窓口	母子家庭仲間・家族・友人の情報	新聞・テレビ等	その他
74 (30%)	77 (31%)	87 (35%)	0	9 (4%)

[その他 自由記載欄]（注）：下線は多い意見。

- ・足を運び聞きまわった。自ら相談窓口を探した。何度も行政窓口に入った。
- ・ネット・学校
- ・学校の先生
- ・母子会

⑩ 生活費・教育費・自立等支援制度の利用をためらう理由（注）：下線は多い意見。

- ・該当するかどうかわからない。鮮明でない。
- ・近所の方の目
- ・母子福祉基金はそれぞれの貸付対象になるかわからない。

・貸付の返済はのちのち大変だから。

⑪ 子育ての保育・学童保育への要望 (注)：下線は多い意見。

延長、夜間、休日、病児・病後児等多様な保育の拡充、学童保育の6年生や4年生までの対象拡大。警報が出た時の小学生の居場所等の要望が多い。

a. 保育所の不足	10 (4%)	
b. 延長保育の充実	30 (12%)	・18時・19時が多い
c. 夜間・休日保育所の不足	21 (9%)	
d. 病児・病後児保育の不足	38 (16%)	
e. 学童保育の充実 原則3年まで	49 (20%)	・6年生まで拡大の意見多く、4年生までという意見もあった。 ・長期休暇だけでも拡大して欲しい
f. 小・中学生等夕方から夜の居場所 (食事・入浴・遊び・宿題)	49 (20%)	
g. 保育・学童保育費の支援	27 (11%)	
h. その他		・小学校で警報が出て休校になる時預かってもらえる場所が欲しい。 ・児童クラブで夕方18時30分まで預かってほしい。 ・親が病気となった時見てもらう人がいない。

⑫ 就労と子育ての両立で行政施策として充実して欲しいこと。工夫していること。 (注)：下線は多い意見。

[行政施策として充実して欲しいこと]

- ・子どもの急な病気・急な仕事の保育が困る。
- ・土日祝日の保育が少ない。
- ・放課後学童クラブの迎え時間が18時は早い。19時がよい。
- ・夜働いている人のための夜間保育。
- ・病児・病後児保育を利用しやすくして欲しい。急病の場合事前申し込みできない。子どもが病気の時に見てくれる人が欲しい。
- ・仕事場に保育所や保育支援の場があると助かる。
- ・家だけが子どもの居場所となっているが、学校や他の居場所づくり。
- ・長期休暇期間預かってもらえないので料金もつたいない。
- ・経済的支援金について、成長とともにお金がかかるので充実して欲しい。
- ・以前暮らしていたオーストラリアと就労や子どもの数変わってないのに

行政からの経済的支援は半分になった。充実して欲しい。

- ・3ヶ月に一度の支給を毎月にして欲しい。

[子育ての苦勞・工夫していること]

- ・両立が難しい。学校行事があるのでまともに働けない。仕事中心の生活となると子育てをおろそかになり、体力精神的に振り絞らなければならない。
- ・仕事をぎりぎりのところでおさえて切り詰めて何とか両立。収入も大事だが、落ち着くまでは、子どもを一番に考える。
- ・子どもの心のケアがあるのでなるべく一緒にいるためパートで時間も限られてくる。仕事や子育て限られた収入苦勞が多々あるがやるしかない。どんな状況でもありがたみ笑顔で、家族で乗り切っている。
- ・親に見てもらおう。職場の休みを学校の休みにできるだけ合わせる。
- ・子どもと楽しむお出かけ計画
- ・子どもが登校してから下校までの時間帯の就労時間の求人を増やしてほしい。
- ・子どもに障害があり時間に限りがありなかなか働けない。
- ・片親では、どうしても自分の意見考えが絶対的なものとなっている。客観的に子育てが適切か、行き過ぎている点がないか不安になることがあるし、注意している。
- ・本当にきちんと子どもと向き合える環境にいる母子家庭は少ない。
- ・いつも笑顔でいること。

### ⑬ 子どもの教育をどこまでの教育を受けさせたいか

子の意思次第が38%だが、短大・大学、専門学校等高校以上の学歴を望む親が48%と半数弱。総数250と242より多いのは、子の意思次第としつつ、高校までや大学まで等に複数〇をつけている回答があるため。

義務教育	高校	高卒後専門学校	短大・大学	子の意思次第	その他
4 (2%)	28 (11%)	42 (17%)	78 (31%)	96 (38%)	2 (1%)

[その他 自由記載]

・国家資格を一つは持たせたい。自分ではなくて苦勞した。

⑭ 子どもの教育に関する支援で充実して欲しいこと（複数回答）

高卒以上の進学の奨学金（50%）や高校の授業料以外の支援の充実（44%）が多い。

a. 義務教育修学援助費の充実（給食費・教材費・交通費・修学旅行費等）	87（36%）
b. 高校受験のための課外学習指導の支援の充実	57（24%）
c. 高校の授業料以外の費用の支援（給食費・教材費・交通費・修学旅行費等）	106（44%）
d. 大学受験のための課外学習指導の支援の充実	68（28%）
e. 高卒以上の専門学校・短大・大学等の奨学金（貸付・給付型）	121（50%）
f. その他教育支援について何か意見。	3（1%）

[その他 自由記載]（注）：下線は多い意見。

- ・大学の学費、卒業しても返済をしなければいけないのは、子どもの将来への不安残すことになる。給付型もしくは無利子の貸し付けがあるとよい。
- ・大学は地域にないので、一人暮らし等で金がかかりバイトを掛け持ちすると、勉学に支障が出るのではないか。
- ・中高等学校の給食について支給がないので充実して欲しい。
- ・子どもには母親だからとか関係なく、学ば自由をどうか与えてやりたい。中学に行くと交通費がかかる。
- ・高校へ行くと助成金がない部活などで費用かかる。
- ・小学校から療育の支援。
- ・支援を申請する際の手続きの簡素化、個人情報一度申請したらそれを利用して次回から自動支給できるようにして欲しい。

⑮ 母親と子どもの現在や将来の生活に関して困っていること、充実して欲しいサービス、自身の経験から仲間の母子家庭の方へのアドバイス

[困っていること・充実して欲しいサービス]

- ・子育て・家事に追われサービスを知らないなので、行政が広く知ってもらう工夫すべき。
- ・市町村独自のものもあるが知らない人多い。広報に乗っても当てはまる

かわからない。

- ・母子家庭で受けられる様々な制度を1冊のパンフレットにしてまとめるべき。
- ・父子の制度についてわかりづらい。
- ・手のかかる小学校までの支援の充実。
- ・学童等が小4までしかない、小5、6では一人にしておく不安。
- ・急な用事で子どもを連れていけない時に預かってもらえるシステムがあるといい。
- ・学期末の学年懇談会が夜間にあり出席できないので子どもを見てほしい。
- ・日常生活支援を習い事の送り等に使えたらよい。
- ・子どもが中学高校と進めば、クラブ活動などにも金かかるが心配。
- ・中学校ではクラブのユニホーム、制服代などにすごくお金がかかることが分かった。
- ・奨学金等たくさんの制度を利用しているが、大学進学となると厳しい。
- ・高校は私立ならお金がかかり大変と思う。
- ・子どもが進学したいならば進学させてやりたいが多額の出費伴う。奨学金貸付けあるが、返済できるかも心配。
- ・働いて収入が増えるほど支援が少なくなる。心身の疲れを感じる。
- ・子どもの数に応じた増額等細かいサポートを望む。
- ・手当が全般的に少ない。給食費が払えない月があるので生活保護を受けたいが親と同居なのでもらえない。実家出ても生活していく自信がない。
- ・舞鶴は車がないと生活できない。それへの給付や貸付があれば助かる。学習塾等に行かせたくても収入が少ないため厳しい。通信教育も同様。
- ・中学までは児童手当もありぎりぎりだったが、高校生になると出費がかさみ、給料+支援金では生活費が足りない。福祉支援の相談に行ったが手続きに時間がかかることであきらめ、サラ金を利用してしまった。子どもの支援してもらえる額を増やしてほしい。
- ・子どもと向き合う時間や、金銭的余裕も以前よりはある感じ。でも十分

ではない

- ・収入が少ないのに同じように公共料金、医療費、消費税がかかる。母子家庭と普通の家庭と比べたら負担が大きい。負担が少しでも軽くなるような支援をしてほしい。
- ・子どもが大きくなるにつれて教育面や生活面の不安がある。
- ・働いているが、生活保護受給者の収入額の方が多いことがやりきれない。
- ・医療費が無料で早めに病院に行けるのはいい。
- ・寡婦の方が医療費の負担が大きい。寡婦も無料にしてほしいという声聞  
く。制度がない。
- ・「高等技能訓練促進給付金」利用したいが、期間を2年でなく在学中に延ばし増額も望む。
- ・ひとり親は協力者がいないと、なかなか就職も難しい。資格を取る間の収入不安がある。
- ・市営住宅の家賃を、収入に対する〇%というような計算方法にしてほしい。
- ・公的な住居に早く入居したい。民間のアパートでは家賃が高くて生活に負担がかかる。
- ・安い家を買おうにもローンを組めない。
- ・母子であるということで、学校の教師により、「この子はいろいろな面で足りないのでは」というような偏見を持たれているのではないかと思うことがある。
- ・子ども小さいと働ける時間限られる。仕事の保障などがあればいいかと思う。
- ・母子家庭のあらゆる悩みに相談に乗ってもらえる窓口がほしい。
- ・知らないところで生活する不安、一からの仲間作りなど、不安がたくさんあり大変。
- ・子どもたちは周りの父親のいる家庭の友達と接し、不安や不満を感じている。何らかのサポートカウンセリングがあってもよいと思う。
- ・養育費が確実にもらえるようにしてほしい。

- ・母子家庭の住む地域によって同じ京都府内で差があるので、受けられる制度内容を同程度にして。子どもの進学に親として努力協力してやりたい。行政も協力してほしい。
- ・友達が家に来るのも恥ずかしい。窓の開けられないような家で頑張って耐える。
- ・サービス利用や受給申請時の度にプライバシーをさらすことが苦痛。

[自身の経験からのアドバイス]

- ・受け身だと情報が入らない。母子会に入るのが良い。
- ・民生委員の紹介で母子会に参加。同じ立場の方がたくさんいることに気付く。自分だけがつらいと思わず、みんなと仲良く強く生活していればいいと思います。
- ・時間を要するが母子家庭の輪を広げれば会がとても楽しいところになる。

## (2) 京都府及び京都市母子寡婦福祉連合会アンケートに関する補足

母子のみの母子家庭では、子育ての負担から正社員で働きにくいことによる生活の苦しさが明確になった。働き方の職場の支援とともに時間外・休日・夜間・病児・病後児保育や学童保育の対象年齢や預かり時間等の充実が必要だと思われる。

児童扶養手当は、ひとり親家庭の所得保障の中心だが、所得制限が他の手当等と比べ厳しいことや2人目以降の加算額が少ないことなどの問題点が見られる。

教育について、京都府は私立高校の授業料等の支援も充実している自治体だが、高校の授業料以外の負担への支援を望む意見があった。また、高校以上の高等教育を望む方が多いが、その支援が少ないので給付型奨学金等を所得に応じて充実すべきと思われる。

母子のみの家庭では、経済、子育て、就労、子どもの教育等様々な不安で心身の疲れやストレスに苦しんでおられることが、自由記載の生の声から良く分かった。様々な相談・支援や必要なサービスに結び付ける行政や関係団体の支援が望まれる。



注

- (10) 他には協議離婚が多く、別れた父親が養育費を現に払っている率が19%と低いことも原因として指摘されている。厚生労働省「全国母子家庭調査」2011

## 5. 京都市生活保護受給者中三学習支援プログラムの訪問調査

### (1) 学生の訪問調査の概要

子どもの貧困が教育機会を受けにくいことで世代を超えて連鎖するのではないかという問題意識と、ひとり親家庭という親を通じた調査でなく子ども自身の状況を知るため、子どもと接する事業者からのヒアリングをしたいという要望で行われた調査である。9月18日に生活保護家庭の「中3学習支援プログラム」を市から委託を受け実施している京都市ユースサービス協会事業部長の水野様に学生だけで訪問し、ヒアリングを行った。

#### ア. 支援事業の概要

##### ① 目的・概要

家庭環境や学力面で高校進学に課題を抱える中学生に対して学習会を開催し、学習支援を行うことで高校進学を支援する。また、様々な課題を抱える子どもに学習支援を通じて、日常的・社会的能力の習得を手助けすることにより、世帯の中長期的な自立支援を推進する。

##### ② 支援対象者

次のいずれかの子どもが対象となる。

- ・高校進学を希望している中学3年生の被保護者のうち高校進学に課題を抱えるなど、福祉事務所が学習支援について有効と認める者
- ・その他、既に中学を卒業している者や中学1、2年生の者等の被保護者のうち福祉事務所が学習支援について必要かつ有効と認める者

##### ③ 実施方法

実施主体は京都市とするが、京都市ユースサービス協会に委託し実施する。事業受託者は、地域福祉課と事前協議の上、ボランティア団体等に学

習会の実施についての協力を求めることができる。実際には大学生を中心としたボランティアが学習指導を行っている。

役割分担は、京都市（福祉事務所、地域福祉課）が、支援対象者との連絡・調整、支援対象世帯に対する生活保護上の支援、事業受託者との連絡・調整、事業運営についての助言企画を行う。

事業を受託している京都市ユースサービス協会は、学習会の実施、経費支出業務、学習会の会場確保、学習会参加ボランティアへのサポート、地域福祉課及びボランティアとの連絡調整、事業報告書の作成などを行っている。

#### イ. 水野様への学生のヒアリング内容

Q1. 学習支援事業を行おうと思われたきっかけは何ですか。

A1. 京都市の保健福祉局のケースワーカーの有志がボランティアとして始められたことがきっかけで、2010年5月に北区の青少年活動施設、11月には伏見の青少年活動施設で中3学習支援プログラムを実施しました。そのうち、全国各地に広がり、国からの補助金が出たことで、青少年活動施設だけではなく地域の公共施設や区役所の市民向けスペースなども利用して行われることとなりました。

Q2. 生活保護を受給しているご家庭の中からどのようにして参加される中学生を募っているのですか。募集の仕方を教えてください。

A2. 福祉事務所のケースワーカーから中学生のいるご家庭に対して中3学習支援プログラムの勉強会参加の案内をします。それに参加申込みをしてもらおうと参加することができます。

Q3. 参加される中学生はどの辺りの地区から集まってくるのですか。

A3. ご家庭の区域に最も近い青少年活動施設や区役所で行っている中3学習支援プログラムに参加します。

Q4. 学習会を通して中学生に学んでほしいと思う理念や目指されているゴール、大切にされていることはございますか。

A4. 学習会を通して、勉強することの大切さを知ってもらいたいと思います。また、普段の生活では大学生と身近に接する機会は多くな

いので、大学生を自分のモデルのように考えている生徒がいれば、お金のことを心配して大学進学に消極的だった生徒も大学に行きたいと思わせることもできるので、そう思わせられることをゴールにしています。

Q5. テキスト代などの学習会での学費は中学生のご家庭が支払われているのですか。

A5. 学習会の場所代や参考書の費用などは京都市ユースサービス協会から経費支出関連業務として払われています。

Q6. 日々の授業の復習や定期試験対策などの学習面だけではなく、個人的な悩み相談やカウンセリングの場としても提供されることも考えておられますか。

A6. 中学生の年頃は大人の支援が特に不可欠な時期であり、信頼できる人間にフランクに相談できる場が必要であり、そうしたネットワーク、社会づくりの場づくりに貢献したいと考えています。

Q7. 中3学習会は中学3年生を対象にしたものだと考えていたのですが、高校生や小学生も同じような支援があるのでしょうか。

A7. このプログラムは、中3学習会という名ではありますが、高校生が参加することも可能です。中3学習会に参加されている中学3年生が高校に上がった後でも、続けて中3学習会に参加したいのならば、そのまま続けてもらうこともできます。また、兄弟と一緒に中3学習会に参加したいと言って、参加する小学生もいます。

Q8. 周りに大学のない地区であっても、学習会などの支援を平等に受けられますか。

A8. 平等に受けられます。洛西などのニュータウンで中3学習会を始めたとき、身近に大学がなく、学生ボランティアを集めにくいので、比較的近くの大学の学生で、やや西寄りに住んでいる人たちを他地域の青少年活動施設で集めて、洛西に学生を連れてきます。こうして周りに大学のない地区でも学生ボランティアを募ります。

## (2) 京都市生活保護受給者中3支援事業に関する補足

生活保護家庭の高校進学やさらには、大学生ボランティアを自分たちのロールモデルと感じて、さらなる進学意欲をもってもらおう大変有意義な事業の様子を知ることができた。家庭の住環境その他から小学校時代から勉学の遅れてしまっている例や、高校進学後も勉学や心理的サポートが必要な場合もあるので、中3に限らず支援している状況も知ることができた。

2014年に国会で成立し、2015年4月から施行される生活困窮者支援法では、生活保護に至らない生活困窮者の子弟の学習支援事業を福祉事務所設置市や都道府県等の自治体を実施する場合、任意事業への補助として1/2の国庫補助を行う仕組みもできた。4の母子家庭アンケートでも学習支援を要望する家庭も多く、母子家庭の10%程度しか生活保護は受給していないので、京都府の各自治体が生活保護以外の生活困窮者の学習支援事業に取り組むことが望まれる。

## 6. 大阪府「高校中退・不登校フォローアップ事業」府立A高校訪問調査

教育格差による子どもの貧困の世代間連鎖を防ぐと言う問題意識と、ひとり親家庭とは別の貧困家庭に悩む子弟の実態を知ることができないかと先進的事業をインターネット調べている時に、大阪府青少年課が、民間支援団体に委託し、府内の高等学校と連携して学校内の支援体制を構築し、進路相談や居場所の提供等中退者や不登校生徒の支援を実施する事業を実施していることがわかった。青少年課のご紹介で、この事業を行っているA高校を2014年9月26日に芝田と学生で訪問し、居場所事業を実施している民間支援団体共同代表の方と、A高校でこの事業との連携の中心として活躍されている教員の方のお話を聴くことができた。

A高校は、生活保護受給、保護者のアルコール、薬物依存等、家庭に勉強する環境に乏しく、時に虐待やネグレクト等も含め厳しい生活環境にある生徒もいる高校であった。同校のそのような環境にある生徒に関する

子どもの貧困の現状や事業の対応等について多くの示唆に富んだお話を聴くことができた。

## (1) 学生調査の概要

### ア. 高校中退・不登校フォローアップ事業

大阪府から委託を受けて本事業に取り組んでおられる民間支援団体共同代表と青少年課担当者にまずは、30分ほどお話を聴くことができた。

#### ① 事業の内容

A 高校の1階の1室を借りて、カフェとして、簡単な飲み物を提供し、高校生の居場所として、様々な悩みを聞く場を提供している。

#### ② ヒアリング質疑

Q1 生徒の利用状況はどんな感じですか。

A1 昼休みに20名ほど、放課後は3時15分から5時まで開いていますが、30名ほどが利用しています。常連が多く、ここの利用者は先生に反抗して問題を起こす生徒より、女生徒も含め比較的大人しく、問題を内に抱える子が多いです。

Q2 どのような形で相談やアドバイスをするのですか。

A2 まずは悩みを相手の立場立って聞き取ることから入ります。その中で相談にのっていくとともに、問題を抱えた生徒の情報は校内の「生徒支援委員会」に伝えます。

Q3 中退防止事業ということですが、利用者の中で中退する生徒はいま  
すか。

A3 年に二人ほどいますが、支援を通じて他校に転校する場合や働きたいという者もいます。

Q4 生徒やその家庭にどのような印象を持たれますか。

A4 生徒にも学校を続ける意欲が弱く、家庭にも学校に送り出す力が弱いと感じます。この学校は課外授業でヘルパーの資格を取得する講座もありますが、そのような金銭的負担もしたがりない家庭も多いです。

Q5 貴団体でも将来の職業自立につながる指導はされるのですか。

A5 近くの市内で「aima カフェ」という事業（2015年2月末で委託事業は終了）を行っており、実際のカフェ営業の中で飲食サービスの働き方を教えています。また、履歴書の書き方や就職面接の仕方も指導しています。

Q6 事業者として高校生の貧困問題をどう思いますか。また、何が課題でしょうか。

A6 高校は、貧困家庭の子どもの最後のセーフティネットだと思います。私たちの行っている事業もそうですが、福祉的課題を持っている生徒の問題について教育と福祉の橋渡しをする事業の充実が大事だと思います。スクールカウンセラーの充実も必要です。大阪の高校には6人しかスクールカウンセラーはおらず、問題のある高校や定時制高校にも常駐しているわけではなく、月一回程度の定時訪問と問題があった時の訪問を行うだけで、生徒に直接対応するより、教師の指導相談役として教師を通して間接的に生徒の問題に関わるので精一杯です。

#### イ. A 高校全体の状況のヒアリング

別室にヒアリングの場所を移し、大阪府青少年課担当者、民間支援団体代表とともに、当初からA高校で中心的な役割をはたしておられる教員の方も加わってヒアリングに応じていただいた。

Q1. A 高校はどのような状況でしょうか。

A1 9年前はかなり荒れていました。2006年に校長先生や私（ヒアリングに応じていただいた教員の方）が赴任し、徐々に学校体制の見直しを進めてきました。2007、2008年から人権教育や総合学習の授業でシングルマザーを含む反貧困の課題を取り上げ、自分たちの問題として考えさせる中で、生徒の言葉として問題が浮かび上がってきました。これを人権教育推進委員会という校内の既存組織で各担任から課題を抱えた生徒の情報を取り上げましたが、この委員会では人権教育の指導計画等の本業もあり対応しきれないので、「生徒支援委員会」を新たに作り、各学年から学年代表と2名の教員、教頭、首席、養護教諭、人権教育推進委員会代表の教員と民間支援団体代表も加わり、課題を

抱えた生徒の情報を交換し支援策を考えます。現在、支援が必要な生徒 60 人以上が把握されています。

Q2 A 高校の生徒の家庭は貧困家庭が多いのですか。

A2 現在高校授業料無償化ではっきりした数字はわからなくなりましたが、以前授業料減免制があった頃は、生徒の 7 割程度が行政から就学支援を受けていた貧困世帯でした。今もだいたい割合的にはそんな感じではないかと思います。母子家庭も多いです。学内で行った調査によると、家に勉強机がない家庭が半数程度あり、家で勉強する環境がないので新しいことを学んでも定着しない生徒が多いです。2 人担任体制 30 人程度の学級で行っていますが、学力が低かったり、中学ではクラスで授業を真面目に受けることができなかつた生徒も多いので 1 年 1 学期の最初は授業を受ける習慣のない生徒を先生たちが注意してクラスに戻すことから始めます。担任注意、生活指導教員注意、校長注意、停学与 1 月程度かけて指導レベルを上げていきます。停学も排除のために行うのではなく、保護者と会って指導する経緯としています。

Q3 部活は居場所にならないのですか。

A3 数年前大阪府に私立高校の授業料実質無償化補助制度ができた時大きくそちらへ生徒が流れ大幅に定員割れとなったので、野球などの部でチームが成立しなくなりました。近年サッカー部などが頑張りいくつかの部で復活できています。

Q4 厳しい貧困の状況としてはどんな例がありますか。

A1 一例として数年前文化祭で余ったキャベツを持って帰ろうとする生徒から昼食代をもらえず昼食を食べてない生徒の例が見つかりました。この家庭は生活保護を受給していましたが、父親がパチンコ等で使ってしまったので、保護のケースワーカーと連携して昼食代を渡すよう指導してもらいました。他にも昼食を食べていない者がいるようですが、親が収入はあるが生活費のほとんどを薬物やギャンブルに使う家庭の場合、保護受給者でないのかえって指導が難しいです。生徒が稼いだバイト代まで取り上げる親もいます。経済的児童虐待とい

えますが、児童相談所も高校生となると自分でなんとかする力があると思うのか、すぐ保護という感じではないです。当校の民間支援団体がフードバンク（消費期限間近の食品を集め施設等に送る事業をする団体）と話をつけて「居場所」で提供しようとしたのですが、昼食を食べないことに慣れている生徒も多く希望者が集まりませんでした。

他の事例は、喫煙行為で停学処分として保護者とともに指導しようとしたら、家出中とのことで担任が生徒とともに生徒のアパートを訪問したら、親は転居しており、その生徒の持ち物がビニール袋に入れて家の前に捨てられていました。生徒の保護司も動いてくれて、校長が保証人となり生徒だけでアパートに住み、保護受給し、通学して卒業していきました。

修学旅行に行かない生徒も10人程度です。生徒も行かなくていいと言い、保護者もできたら行かないで欲しいという態度をとる場合があります。数週間前に半額納金し、担任も何度か納金を促し旅行当日生徒本人がお金を持ってくる例もあります。2014年4月から生活保護の運用が変更され、それまで一部の控除を除き収入認定されていたアルバイト収入が、ケースワーカーに申告すれば、進路のための準備金等に貯蓄することができるようになりました。

生徒に歯を磨く習慣がなく、歯医者にも行かない家庭もあるので、虫歯の率が通常の学校に比べて高いです。

Q5 生徒自身の薬物問題はないのですか。

A5 数年前危険ドラッグが脱法ドラッグと言われていた頃、使用している可能性の者がいたので、ダルクという薬物依存の当事者の団体に来てもらって話をしてもらいました。教員が薬物依存の映像を見せてもあまり響かないが、当事者が経験談として依存になると脳が直接薬を要求するので、一生やめ続ける努力をしている。という話をすると響いたようです。

Q6 他に問題のある生徒の把握方法はなんですか。

A6 授業ボイコットや粗暴な態度等の問題を起こす場合は、担任がその



生徒の生活背景も把握し、学校全体で指導します。居場所事業でも居場所の中で語った問題として把握します。保健室の養護教員もそのような相談や問題を聞きます。これらは「生徒支援委員会」に上げて、情報交換と対応の仕方を皆で考えます。

Q7 課題はなんですか。

A7 一つは行政との連携です。本校が立地する行政区は、様々な課題がある地域ですが、その分従来から取組みが手厚く、行政も貧困な子どもへの虐待や把握などの対応はしっかりしています。しかし、本校には他の地域からも通学してくるので、連携の難しい行政もあります。また、日常生活で課題を抱えていることは教員でも把握できないことが多く、支援が難しいです。まずは、教師と生徒がどのように信頼関係を築いていくかということが常に課題です。

## (2) A 高校訪問調査に関する補足

家庭が様々な問題を抱える場合の子どもの貧困の多様性と深刻さに衝撃を受けた。A 高校が日々の実践から独自に「生徒支援委員会」の組織を作って問題のある生徒を把握し学校全体の問題として対処する体制を作ったことに、感銘を受けた。

政府全体の子どもの貧困対策の大綱にもスクールソーシャルワーカーを現在の1,000名程度から1万名に計画的に増やすことが一つの方策として示されている。このような教育と福祉の橋渡し機能が重要なことは間違いない。A 高校の居場所事業のような民間支援団体を活用した柔軟な対応も有効であろう。スクールソーシャルワーカーが常駐せず間接指導する形よりは、A 高校のようにその学校の教員と民間支援団体等常駐する人員が日々の生徒との接触の過程で問題を発見し、それを学校全体の問題として対応しつつ、福祉行政等と連携する仕組みを持つことが大切ではないかと感じた。

## 7. フィールドリサーチのまとめ

### (1) 学生が報告書で書いたまとめ

学生が報告書で書いたまとめをそのまま引用したい。

「子どもの貧困問題は、子どもの自己責任と言えず、周囲の大人や地域社会が彼らの学習支援に携わり、成長を促進しなければならないと感じました。また、生活保護を受給していないホームレスの問題等もありますが、本当にしんどくて支援を受けなければいけない人が専門機関に相談に来ず、支援を受けられていない人たちが多数存在することを知りました。子どもの貧困問題でも、中学校や高等学校に通っている間は良くて、卒業、中退後の支援を受けられず、そのような人たちをどのようにして今後京都市ユースサービス協会や京都ジョブパークなどの相談窓口に足を運んでもらうのが課題であると感じました。」

### (2) この調査全体のまとめ

今回の調査は子どもの貧困という問題を制度論としてではなく、母子家庭の皆さんのアンケートの声や、中3学習指導事業や高校生中退・不登校フォローアップ事業に携わっている現場の民間支援団体や教員の方々の生の声を聴くことで、子どもの貧困の持つ多様性と深刻さの一端を理解することができた。まずは、調査にご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

この問題の解決に資する示唆として私が感じたことは、各章の補足で述べているが、以下要点だけ箇条書き的にまとめたい。

- ① 母子家庭アンケートで得た制度上の課題としては、児童扶養手当の所得制限の緩和や2人目以降の加算額の充実が望ましい。高校の授業料以外の教育に要する費用の支援や保護者の要望が強いが国民平均の半分以下となっているひとり親家庭や生活保護家庭の高等教育機関進学率向上のため、給付型奨学金の充実が望ましい。
- ② 母子のみの母子家庭が正社員につきにくく、貧困の原因となっている

ことから、多様な保育や学童保育の充実や、職場側の正社員として働ける環境の整備が望ましい。

- ③ 母子家庭の皆さんの様々な不安を和らげ、ニーズを発見してサービスに結び付ける当事者の立場に立った相談体制の充実が望ましい。
- ④ 教育格差による貧困の世代を超えた連鎖を防ぐため、生活保護家庭だけでなく、生活困窮者家庭の中学3年生等の学習指導を充実することが望ましい。
- ⑤ 学校で生徒の抱える問題を発見し、福祉につなげる機能の充実が望ましい。政府が掲げるスクールソーシャルワーカーの増員が必要かつ重要なことは間違いないが、その運営方法として、課題を抱える生徒の多い学校にはスクールソーシャルワーカーを常駐させたり、大阪府の事業のように民間支援団体を活用するとともに、学内の専任教員と連携して学校全体で課題を抱える生徒のニーズを把握し対応を考える体制をとり、学校教育と外部の福祉行政が連携して問題解決にあたる体制を進めることが望ましい。A 高校の民間支援団体代表の「高校は、貧困による不利に苦しむ子どもを救う最後のセーフティネット」という言葉が印象に残った。

(別紙1) 母子家庭の皆様に対するアンケート(質問項目)

Q1 お子様の年齢と人数をお聞きします。該当する所に複数お書きください。

- a. 0-2歳( 人) b. 3歳~小学校前( 人)  
c. 小学生( 人) d. 中学生( 人)  
e. 高校生相当(15-18歳)( 人) f. その他( 人)

Q2 お母様とお子様以外に、子育てを手伝っていただけのご家族等と同居されていますか。○をつけてください。

- a. いる b. いない

Q3 母子家庭となられた状況についてお尋ねします。該当する所に○をつけてください。

- a. 配偶者との死別 b. 配偶者との生別(離婚・別居等)  
c. 未婚による出産

Q4 お母様の現在の家庭外での就労状況についてお尋ねします。該当する所に○をつけてください。

- a. 正社員  
b. 非正社員(パート・アルバイト・派遣・有期契約社員等)  
c. 自営業手伝い d. 働いていない

Q5 就労されている場合の就労収入(月額・手取りベース)についてお尋ねします。該当する所に○をつけてください。

- a. 10万円未満 b. 10万円以上~15万円未満  
c. 15万円以上20万円未満 d. 20万円以上~25万円未満  
e. 25万円以上~30万円未満 f. 30万円以上

Q6 お子様との生活や将来についてどのような不安を感じておられますか。該当する所(複数可)に○をつけてください。

- a. 生活費等経済的不安 b. 就労等の不安  
c. 小さなお子様の子育ての不安  
d. お子様の教育や将来の進路の不安

その他何かあれば下の欄にお書きください。

Q7 心の不安感に対するケア対策で望まれる対策についてお尋ねします。

該当する所に○をつけてください。

- a. 母子家庭の当事者経験のある方の相談
- b. 専門家によるカウンセリング
- c. 子どもを遊ばせたり、専門家や学生ボランティア等によるケアを行う事業

その他何かあれば下の欄にお書きください。

Q8 生活費・教育費・自立その他を支援する下記制度を受給又は利用されたことがありますか。受給又は利用された制度（複数可）に○をつけてください。また、各制度について改善してほしいことがあればお書きください。

[生活費] a. 児童手当 b. 児童扶養手当 c. 生活保護

d. 母子家庭奨学金 e. 交通遺児奨学金

[教育費] f. 高校生給付型奨学金 g. 技能習得資金

h. 母子福祉資金（貸付） i. 高等学校等修学資金

j. 修学支援特別融資利子補給

[自立・その他]

k. 母子医療 l. 母子福祉資金（貸付） m. その他

Q9 Q8の制度を利用されている方はどのようにしてそれらの制度を知られましたか。該当する所に○をつけてください。

- a. 行政の広報 b. 公的・民間の相談窓口
- c. 母子家庭の仲間・家族・友人からの情報 d. 新聞・テレビ等
- e. その他

Q10 Q8の制度の対象になりそうだが、利用をためらわれている方がいれば、その理由をお書きください。

Q11 子育てに関する保育・学童保育について該当する所に○をつけてください。（複数可）

- a. 保育所の不足 b. 延長保育の充実 午後（ ）時まで預かって

ほしい

- c. 夜間・休日保育所の不足
- d. 病児・病後児保育の不足
- e. 学童保育の充実 小学（ ）年生まで預かってほしい。
- f. 小・中学生等の夕方から夜の居場所（食事・入浴・遊び・宿題）
- g. 保育・学童保育費の支援
- h. その他の御意見

Q12 その他お仕事と子育ての両立で、工夫されていることや行政施策として充実して欲しいことをお書きください。

Q14 お子様の教育でどこまでの教育を受けさせたいかについて、該当する所に○をつけてください。

- a. 義務教育まででよい。
- b. 高校
- c. 高校卒業後の専門学校
- d. 短大・大学
- e. 子どもの希望・意思次第
- f. その他

Q15 お子様の教育に関する支援で充実して欲しいことについて該当する所に○をつけてください。（複数可）

- a. 義務教育修学援助費の充実（給食費・教材費・交通費・修学旅行費等）
- b. 高校受験のための課外学習指導の支援の充実
- c. 高校の授業料以外の費用の支援（給食費・教材費・交通費・修学旅行費等）
- d. 大学受験のための課外学習指導の支援の充実
- e. 高卒以上の専門学校・短大・大学等の奨学金（貸付・給付型）
- f. その他教育支援について何かご意見があればお書きください。

Q16 お母様とお子様の現在の生活や将来の生活に関して、その他お困りの点や充実して欲しいサービスについての意見、あるいはご自身の経験から仲間である母子家庭の方にアドバイスしたいことがあれば、自由にお書きください。

（注）Q12の次にQ14と書かれているのはQ13の誤植であり、そのままアンケート用紙として使用した。Q13が抜けているわけではない。